

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」の次に「若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第5条中「若しくはユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（」を「を併設する場合のこれらの施設の介護職員及び看護職員（第40条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）」、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（」に、「又は」を「のこれらの施設の介護職員及び看護職員、」に、「若しくはユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（第40条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を「を併設する場合のこれらの施設の介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合のこれらの施設の介護職員及び看護職員」に改める。

第9条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第12条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第19条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第19条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第2号に掲げる医師との連携の方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第21条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第35条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第39条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第44条第9項第2号中「従業者」を「職員」に改め、同項第4号中「従業者」を「職員」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附則第8項から第10項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。